

岩手県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

整理番号	新旧 の別	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
236	旧	衣川水沢線	奥州市衣川区	
			奥州市水沢区西町	
	新	衣川水沢線	奥州市衣川区	
			奥州市水沢区佐倉河	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。